

愛知県の定員・給与の適正な管理

資料 6

1 行革大綱による定数削減の状況

区 分	削減対象 定 数 (平10)	第三次行革大綱			(改訂) 第三次行革大綱			あいち行革大綱2005 (H17~H22) 〔削減目標：1,500人以上〕					行革大綱 通算合計 (平11~21)
		平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	
知事部局等 〔知事部局、病院、企業庁 議会、各種委員会等〕	14,269人	△ 264人	△ 295人	△ 292人	△ 297人	△ 157人	△ 233人	△ 278人	△ 254人	△ 277人	△ 241人	△ 230人	△ 2,818人
教育の事務部門	487人	△ 7人	△ 16人	△ 4人	△ 1人	△ 9人	△ 9人	△ 7人	△ 6人	△ 14人	△ 16人	△ 8人	△ 97人
警察の事務部門	1,059人	△ 15人	△ 13人	△ 13人	△ 11人	△ 12人	0人						△ 64人
計	15,815人	△ 286人	△ 324人	△ 309人	△ 309人	△ 178人	△ 242人	△ 285人	△ 260人	△ 291人	△ 257人	△ 238人	△ 2,979人
		第三次行革大綱実績 〔知事部局等、 教育・警察の事務部門〕					△ 1,648人	あいち行革大綱2005実績					△ 1,331人
教 職 員	47,891人	△ 395人	△ 435人	△ 51人	△ 159人	△ 10人	+ 158人						
		第三次行革大綱実績 〔教職員〕					△ 892人						
合 計	63,706人	第三次行革大綱実績					△ 2,540人						

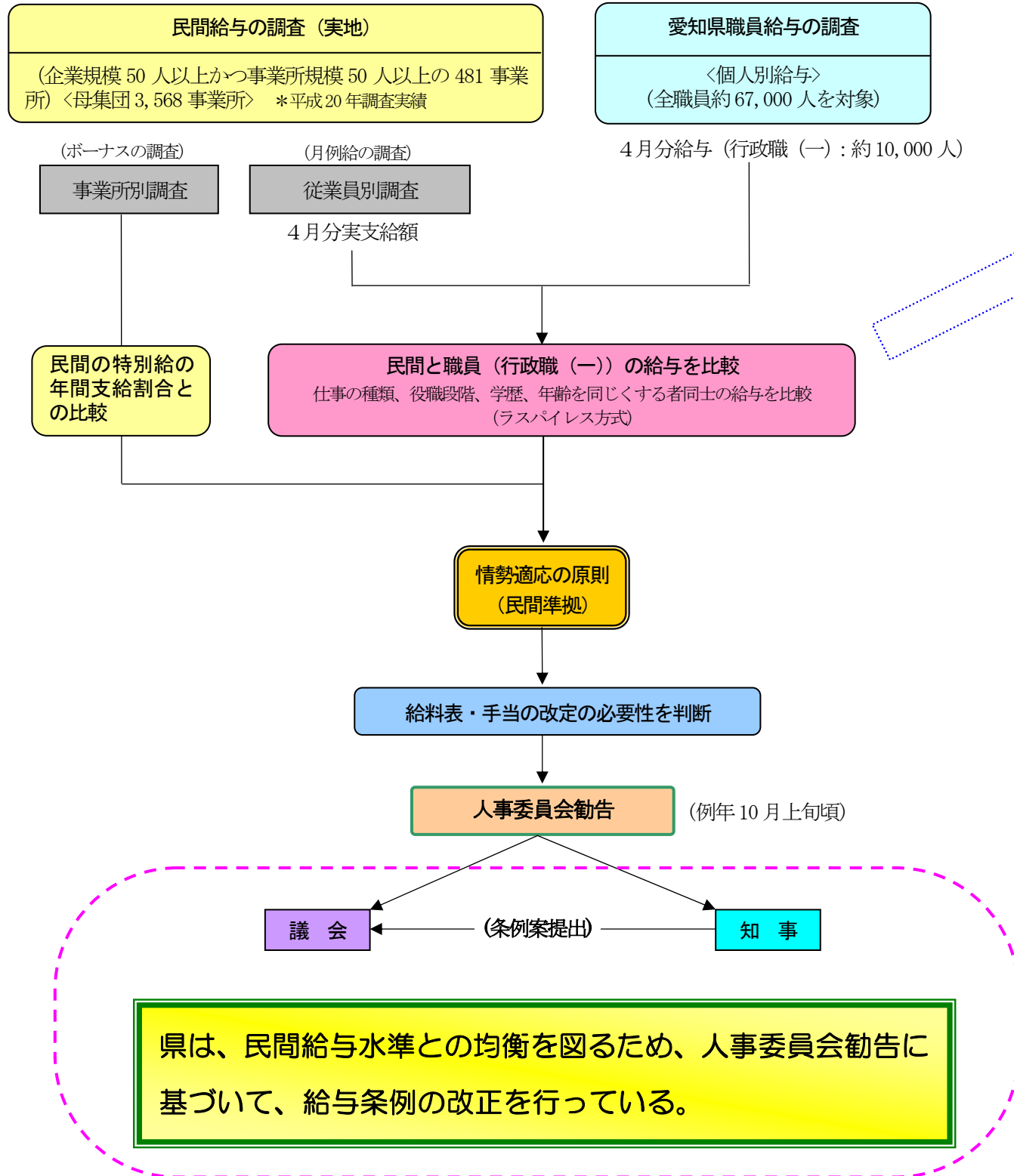
凡例	
	第三次行革大綱実績 (知事部局等、教育・警察の事務部門)
	第三次行革大綱実績 (教職員)
	第三次行革大綱実績 (全体)
	あいち行革大綱2005実績

2 職員の給与水準

<人事委員会の給与勧告>

人事委員会は、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を確保するため、毎年4月分（ボーナスは直前の冬・夏）の職員給与と民間給与との比較を行い、その均衡を図ることを基本とする給与勧告を議会及び知事に対して実施している。

《給与勧告の手順》



《民間給与水準と職員給与水準の比較》

給与の較差(平成20年4月分)

【民間給与】
435,267円

【職員給与】
435,195円

→ 較差
72円
(0.02%)

毎月きまって支給する給与から、時間外手当等及び通勤手当を除いたもの

円	
給料	366,780
扶養手当	11,889
地域手当	38,912
その他諸手当	17,614

(注) 時間外手当等には、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

(注) その他諸手当は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当、へき地手当等である。

<参考:給料水準指標の一つであるラスパイレス指数>

(平成20年の状況)

順位	都道府県名	指数
1	東京都	104.2
2	静岡県	103.7
3	宮城県	103.0
4	埼玉県	102.6
5	神奈川県	102.4
6	福岡県	102.0
7	長崎県	101.7
8	愛知県	101.6
9	栃木県	101.5
10	群馬県	101.4
...		
25	大阪府	99.1
...		
都道府県平均		99.4

【ラスパイレス指数】

総務省が国と地方公共団体の給料水準を比較し、毎年発表している指数。

学歴別・経験年数別に区分した地方公共団体の行政職職員の平均給料額を国の職員数にあてはめて、国と比較したもの(国を基準(=100))。

基準団体(国)と比較団体との職員構成の相似の程度、比較団体の職員数の多少によって、その反映の度合いが異なるものとされている。